

# 診断書記載ガイドライン

「患者の自動車運転に関する精神科医のためのガイドライン」

平成26年6月 日本精神神経学会 要約

## <病名>

特に病名が道路交通法上の一定の症状を呈する病気に該当するときは、それをもとに警察官等が本人と話をする可能性が高いため、その記載内容について患者に説明されていることが望ましい。ICD-10に基づきFコードを記載する。

## <総合所見>

現病歴以外に、間近の再発の既往やその際の症状、危険な運転をした既往やそれに至る可能性が高い症状を呈した既往などがあれば記載する。

## <判断の基準>

診断等において知り得た事実に基づいて予想可能な事態（要因）の範囲内で判断してよい。すなわち、これまでの経過等の情報から判断するということである。

## <「ア」としてよい場合>

患者が統合失調症やそう鬱病などに罹患しているが、一般的診察で重大な社会生活上の障害を来しておらず、現在は急性精神病状態にないと考えられ、以下の①～③に該当するような場合

- ① 一般的な再発リスク以上のリスクはない。
- ② ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあるが、これまでの経過等から、そのときにも「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはならないと判断される。
- ③ ある事情により一般的な再発リスク以上の再発リスクがあり、これまでの経過等から、そのときには「安全な運転に必要な能力」を欠く状態とはなるが、その場合には自らの判断で運転を自制できる。

アの場合以下のア-1からア-3のうち1つを選択

ア-1 寛解とする場合

ア-2 今後X年又はXか月の経過が予想できる場合（X年又はXか月後に公安委員会が症状を確認することとなる）

ア-3 今後予想される経過が記載できない場合（公安委員会が6か月後に症状を確認することとなる）

## <「イ」とする場合>

患者が統合失調症やそう鬱病などに罹患しており、現在急性精神病状態にある、ないしごく直近に急性精神病状態にあって回復した直後である、ないし最近増悪傾向にありごく近い将来に急性精神病状態に陥るリスクが非常に高いなどの場合。

## <「ウ」とする場合>

「イ」の場合であって、ある程度の期間の後に再評価ができる可能性のある場合。

## <記載する内容>

今後予想される経過および参考事項、「3現時点での症状」の判断の根拠等を記す。

統合失調症等の一般的な再発リスクを有するのみであればその旨を記す。

これまで頻回の再発がある、医師の勧告に従わないなどの特殊事情があるときはそれも記す。病状増悪時には運転を自制できると判断される場合には、その事実を記す。